

2 資産課税

1 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

(1) 相続時精算課税制度の見直し(大綱 P. 41~42)

①相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされるその特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とされます。

適用期日等：令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用

②相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物がその贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、その相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時ににおける価額からその価額のうちその災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

適用期日等：令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用

③その他所要の措置が講じられます。

(2) 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し(大綱 P. 42)

①相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前7年以内(現行：3年以内)にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額(その財産のうちその相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算することとされます。

相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算額
= 3年以内贈与財産 + (4~7年以内贈与財産 - 100万円)

適用期日等：令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用

②その他所要の整備が行われます。

2 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し・延長(大綱 P. 42~43)

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。

①信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、その受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなすこととされます。

適用期日等：令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用

②受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとされます。

適用期日等：令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用

③その他所要の措置が講じられます。

(2)直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し・延長(大綱 P. 43)

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上、その適用期限が2年(令和7年3月31日まで)されます。

3 租税特別措置等

(1) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の見直し・延長(大綱 P. 44)

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限が3年3月(令和8年12月31日まで)延長されます。

①相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年(現行：3年)を超えない範囲内のものとするものとされます。

②その他所要の措置が講じられます。

(2) 登録免許税の延長等(大綱 P. 44)

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が3年(令和8年3月31日まで)延長されます。